省　令

○経済産業省令第七号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十二日

経済産業大臣　齋藤　健

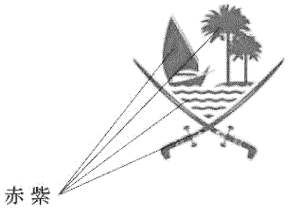
不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

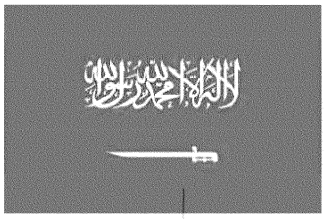
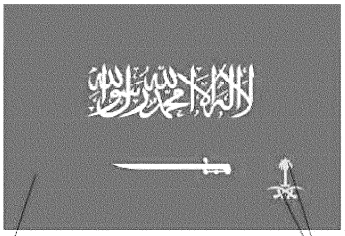
別表第二のうちアンドラの項中「外国紋章」を「外国の国の紋章（以下この表において単に「記章」という。）」に改める。

別表第二のうちオーストラリアの項中「外国の国の紋章（以下この表において単に「記章」という）」を「外国紋章」に改める。

別表第二中ポルトガルの項の次に次のように加える。

カタール	一　記章  赤　紫

別表第二中サンマリノの項の次に次のように加える。

サウジアラビア	一　記章  緑 二　記章  緑　　黄　色